

国立国会図書館書誌データ作成・提供計画 2026-2030

国立国会図書館（以下「館」という。）は、館が収集した資料について、信頼できる、かつ、効率的に情報にアクセスできる書誌データを作成し提供している。これまで数次にわたり館全体のビジョンや重点目標を踏まえて計画を策定し、段階的に取組を進めてきた¹。今年度までの5年間を対象期間とする「国立国会図書館書誌データ作成・提供計画 2021-2025」（令和 3 年国図収 2103113 号。以下「書誌計画 2025」という。）の最終年度に当たり、後継となる計画「国立国会図書館書誌データ作成・提供計画 2026-2030」（以下「書誌計画 2030」という。）を、令和7年度に策定する館の次期ビジョン「国立国会図書館ビジョン 2026-2030」（令和 8 年国図企 2601091 号。以下「ビジョン」という。）の趣旨を踏まえ策定する。

なお、本計画のうち 1.1 を除く部分においては、典拠データ及び雑誌記事索引データも含めて「書誌データ」と総称する。また、本計画では、国立国会図書館法第 25 条の4でいう「オンライン資料」、すなわち、電子書籍・電子雑誌を指して「無体資料」という。

以下、令和8年度から令和12年度までの5年間に重点的に取り組む事項を、ビジョンに基づく取組、書誌計画 2025 から継続する取組等、計画期間に限らない不断の取組に分けて述べる²。

1 ビジョンに基づく取組

1.1 全国書誌の「拡張」

- ・ 館は、国立国会図書館法（以下「館法」という。）に基づき国内で出版（公開）された有体資料及び無体資料を対象として全国書誌を作成し、提供してきた³。今後は、館法を根拠とする制度によって収集した範囲を超え、単館の蔵書目録にとどまらない書誌データ⁴で構成することによって全国書誌の「拡張」を図り、全国書誌の網羅性・迅速性の向上に資する。
- ・ これまで全国書誌が培ってきた信頼性を担保するため、書誌調整や利用規約の観点で課題がある場合は必要な取組を行い、解消を目指す。
- ・ これらの点を踏まえ、本計画では、国立国会図書館サーチ（以下「NDL サーチ」という。）においてデータ連携した関係機関の書誌データを、「拡張」の対象候補として検討する。

1.2 有体資料と無体資料の組織化作業の一元化

¹ これまでの計画は館の HP に掲載 (https://www.ndl.go.jp/jp/data/basic_policy/policy/index.html)

² ただし1のうち2又は3と重複するものがあるため、ビジョンのうち書誌データ作成・提供に関する取組が全て1に含まれる訳ではない。

³ 従来の全国書誌には、国外で刊行された日本語資料も収録している。今後も国外で刊行された日本語資料の収録を継続する。

⁴ 拡張する範囲を含めて全国書誌には、典拠データ及び雑誌記事索引データは含まない。

国内全体の書誌サービスを向上させるとともに、日本が国際的に提供する書誌データを拡充し、併せて国際的な書誌調整にも資することを目指す。そのために、紙等の有体資料と無体資料（電子書籍・電子雑誌）の組織化作業の一元化を実現する。

- ・ 書誌調整の一元化

有体資料と無体資料の適用規則類の標準化や書誌データ水準⁵管理の一元化を図る。また、有体資料の逐次刊行物は当該タイトル全体に対する書誌データのみ作成する⁶一方、無体資料は館に納入されたコンテンツファイル（巻号ごと又は記事ごと）に対する書誌データを作成している場合があり、利用者のシームレスな探索の妨げになっている。この課題の解消に取り組み、関係機関の書誌データも含めて、調査研究に有用な資料を中心に幅広く論文レベルで探索可能となることを目指す。

- ・ 典拠コントロールの一元化

冊子体の図書と電子書籍の両方で刊行される資料等を対象に、有体資料と無体資料共通の著作データを作成し、著作に対して著者名典拠リンクと主題作業を行うことにより、典拠コントロールの範囲を効率的に無体資料にまで拡充する。

- ・ 業務フロー及び体制の検討

有体資料と無体資料を一元的に扱うための業務フロー及び体制について検討を行う。ビジョンにおいては無体資料の収集強化が図られるため、業務量の増加を踏まえて最適かつ持続可能な体制となるよう考慮する。あわせて、組織化に用いる業務システムの一元化に向けて要件の検討を進める。

2 書誌計画 2025 からの継続及び新たな取組

書誌計画 2025 で実現した取組は、原則として書誌計画 2030 においても継続して実施する。また、NDL サーチにおいて、有体資料と無体資料、館の書誌データと関係機関の書誌データのシームレスな連携を実現できるように、以下の取組を行う。

2.1 書誌データの拡充・機能強化

2.1.1 識別子の入力拡大

- ・ 関係機関とのデータ連携による識別子の自動的な記録

関係機関の書誌-典拠リンクと機関間の書誌同定の仕組みを活用して、データ連携により識別子を自動的に当館典拠データに記録する仕組みを構築する。これにより、典拠データの拡充(2.1.2)や「関連」等の充実(2.1.3)における新たな取組の基盤ができる。

2.1.2 典拠データの拡充

- ・ 典拠リンク対象範囲の拡大

2.1.1 で述べた関係機関とのデータ連携により、館が従来典拠リンクを行っていなかった資料群に典拠リンク対象範囲を拡大する。また、1.2 で述べた著作典拠データによる典拠コントロ

⁵ <https://www.ndl.go.jp/data/catstandards/levels> 参照。

⁶ 雑誌記事索引の採録誌を除く。

ールの一元化により、無体資料に典拠リンク対象範囲を拡大する。

- ・ 外国語に翻訳された近現代の日本文学作品の著作典拠作成
書誌計画 2025 の期間中に検討・調整した内容に基づき、典拠データ作成を開始する。
- ・ 既存典拠データの整備
館内外の著作権調査の結果得られた個人の生没年など、既存の典拠データに情報を追加する作業を着実かつ継続的に進め、典拠データ全体の質の向上に努める。

2.1.3 「関連」等の充実

- ・ 同じ資料群（図書とその異版など）の関連リンクや、館の古典籍の書誌データと国文学研究資料館の国書データベースの著作典拠データとのリンクを継続する。また、遡及的なリンク構築を行うことを検討する。
- ・ 異なる資料群（紙と電子）の関連リンクやデータ連携した関係機関の書誌データ・典拠データとのリンクを行う。

2.1.4 記事・論文へのアクセス向上

学術情報の電子化・オープンアクセス化が進展していることを踏まえ、有体資料の採録対象誌を見直すとともに、無体資料の採録対象誌を増やす。関係機関の採録対象と調整することで、国全体としての記事・論文へのアクセス向上に取り組む。

2.2 書誌データの連携拡大

2.2.1 国内の典拠データの共同提供

館及び関係機関の典拠データを共同で提供する。典拠データの共同提供プラットフォームとなるよう、Web NDL Authorities（以下「Web NDLA」という。）のリニューアルに向けた検討・準備を行う。新たな Web NDLA と NDL サーチとの連携により、全国書誌のシームレスな検索及び全国書誌の利便性及び信頼性向上に資する。

2.2.2 書誌調整に関する国際的な動向への対応

館はこれまで、Web NDLA 及びNDLサーチにおいて、館が作成した書誌データをリンクトデータとして提供してきた。今後さらに国際的な連携を拡大し、全国書誌を世界中でアクセス可能かつ相互運用可能な形で提供していくために、近年の書誌標準の変革を踏まえ、新しい目録規則及びMARC フォーマットに代わる新しい書誌フレームワークへの適応に向けた検討を進める。

- ・ BIBFRAME の将来的な適用に向けて、国際的な動向などの情報収集と検討を進め、計画期間の後半では適用を見据えた業務の具体的な検討に着手する。
- ・ IFLA 図書館参照モデル (IFLA LRM) に対応した新しい RDA の情報収集と適用に向けた検討を進める。

3 計画期間に限らない不断の取組

3.1 関係機関との連携

本計画に述べた取組の円滑な推進のため、書誌調整連絡会議や NII・JST・NDL 連絡会議等を通じて、関係機関との情報共有や意見交換を行う。

3.2 書誌データ作成の効率化

- ・ 書誌データ作成に当たり生成 AI を含む新たな情報技術を活用して効率化できることを検討し、積極的に採用する。特に記述作業の更なる効率化を目指す。

3.3 書誌データ利活用促進のための情報発信及び人材育成

3.3.1 適切な広報媒体を使用した情報発信や研修等を通じた利活用促進

- ・ 館の刊行物、パンフレット、館ホームページや館公式 X など、各種の媒体を効果的に活用し、書誌データに係るサービスについて時宜にかなった話題を提供して、利活用の促進を図る。
- ・ 遠隔研修や講師派遣型研修等の機会をとらえて積極的に館の書誌データに係るサービスについて紹介し、利活用の促進を図る。

3.3.2 職員向け研修の実施

- ・ 書誌データ作成・提供業務の土台となる知識や海外動向について、職員が改めて学べる機会を設ける。
- ・ 業務フローや書誌調整の一元化に向けて、その意義を職員一人一人が十分に理解できるよう、説明会又は研修を実施する。
- ・ 国際的な書誌調整に係る動向を把握できるよう IFLA 分科会委員や関係機関の活動に関わる職員の経験を、他の職員と共有するよう努める。

4 その他

書誌計画 2030 の期間中も必要に応じて見直しを行う。また、計画策定時には想定していなかった重要な課題が判明又は発生した場合には、計画中の取組との間で優先順位を勘案し、対応するよう努める。